

地方公共団体情報システム機構業務方法書

	平成26年 4月10日	地方公共団体情報システム機構代表者会議決定
変更	平成27年 3月10日	地方公共団体情報システム機構代表者会議決定
変更	平成29年 5月23日	地方公共団体情報システム機構代表者会議決定
変更	令和 2年 5月15日	地方公共団体情報システム機構代表者会議決定
変更	令和 3年 8月27日	地方公共団体情報システム機構代表者会議決定
変更	令和 6年 3月18日	地方公共団体情報システム機構代表者会議決定
変更	令和 7年 3月21日	地方公共団体情報システム機構代表者会議決定

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号。以下「機構法」という。）第23条第1項の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）の業務方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 機構は、機構法第1条及び地方公共団体情報システム機構定款（以下「定款」という。）第1条の目的を達成するため、機構法、他の法令及び定款並びにこの業務方法書の定めるところに従い、その業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

2 機構は、前項の規定によりその業務を運営するに当たり、役員（監事を除く。）の職務の執行が機構法、他の法令及び定款並びにこの業務方法書に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備（以下「内部統制」という。）を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、内部統制の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(定義)

第3条 この業務方法書における用語の意義は、次の各号に定めるものを除き、機構法、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号。以下「番号法総務省令」という。）に定めるところによる。

(1) この業務方法書において「住民基本台帳ネットワークシステム」とは、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が都道府県知事に、都道府県知事が機構に本人確認情

報を通知し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域を越えた住民基本台帳に関する事務を処理し、個人番号カードを発行し、並びに機構が本人確認情報の記録、保存及び提供等を行うためのシステムをいう。

- (2) この業務方法書において「附票連携システム」とは、市町村長が都道府県知事に、都道府県知事が機構に附票本人確認情報を通知し、個人番号カードを発行し、並びに機構が附票本人確認情報の記録、保存及び提供等を行うためのシステムをいう。
- (3) この業務方法書において「公的個人認証基盤」とは、オンラインによる行政手続等における盗聴、改ざん、なりすまし、否認の脅威を防止し、送受信された電子文書の真正性を担保するほか、オンラインによる特定された利用者であることの認証を行うため、住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者に対して署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書を発行し、並びに署名検証者等及び利用者証明検証者に対して失効情報の提供等を行う認証基盤をいう。
- (4) この業務方法書において「総合行政ネットワーク」とは、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能とする行政専用のネットワークをいう。
- (5) この業務方法書において「L G W A N - A S P」とは、総合行政ネットワークを通じて行財政業務並びに電子申請及び申告等に係るサービスを地方公共団体に提供する事業者等をいう。
- (6) この業務方法書において「地方公共団体組織認証基盤」とは、オンラインによる行政手続等における盗聴、改ざん、なりすまし、否認の脅威を防止し、送受信された電子文書の真正性を担保するため、地方公共団体に対して職責証明書等を発行し、及び失効情報の提供等を行う認証基盤をいう。

（住民基本台帳法の規定により処理することとされている事務）

第4条 機構は、機構法第22条第1号に掲げる住民基本台帳法の規定により処理することとされている事務として次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 住民票コードの指定及び通知
- (2) 都道府県知事に対する本人確認情報及び附票本人確認情報（以下「本人確認情報等」という。）の誤りに関する通報
- (3) 機構保存本人確認情報及び機構保存附票本人確認情報（以下「機構保存本人確認情報等」という。）の保存及び提供
- (4) 情報提供ネットワークシステムへの住民票コードの提供
- (5) 認証事務に関する本人確認情報等の利用
- (6) 機構保存本人確認情報等の提供の状況に関する報告書の作成及び公表

- (7) 都道府県知事に対する技術的な助言及び情報の提供並びに協力
- (8) 本人確認情報等の開示
- (9) 国の行政機関に対する本人確認情報等に関する資料の提供
- (10) 住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム(以下「住民基本台帳ネットワークシステム等」という。)の開発及び改修
- (11) 住民基本台帳ネットワークシステム等に係る全国サーバシステム及び全国ネットワークの整備及び運営
- (12) 前各号に掲げるもののほか、本人確認情報処理事務に関し必要な事務
(公的個人認証法の規定により処理することとされている事務)

第5条 機構は、機構法第22条第2号に掲げる公的個人認証法の規定により処理することとされている事務として次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行及び通知並びに署名用電子証明書発行記録及び利用者証明用電子証明書発行記録の記録及び保存
- (2) 署名用電子証明書失効申請等情報及び利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存
- (3) 署名利用者異動等失効情報及び利用者証明利用者異動等失効情報の記録及び保存
- (4) 署名用電子証明書記録誤り等に係る情報及び利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存
- (5) 署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存
- (6) 署名利用者又は利用者証明利用者に対する署名用電子証明書に署名用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該署名用電子証明書の効力が失われた旨又は利用者証明用電子証明書に利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨の通知
- (7) 署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等により署名用電子証明書の効力が失われた旨及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等により利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨の公表
- (8) 署名用電子証明書失効情報ファイル及び利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存
- (9) 署名検証者等又は利用者証明検証者に対する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報及び保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル並びに保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報及び保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供
- (10) 利用者証明検証者である署名検証者に対する対応証明書の発行の番号の提供
- (11) 特定利用者証明検証者に対する特定利用者証明検証者証明符号の提供

- (12) 保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル及び対応証明書の発行の番号の提供の状況並びに保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報及び保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル並びに特定利用者証明検証者証明符号の提供の状況に関する報告書の作成及び公表
- (13) 認証業務情報の開示
- (14) 公的個人認証基盤の開発及び改修
- (15) 公的個人認証基盤の整備及び運営
- (16) 前各号に掲げるもののほか、認証事務に関し必要な事務
(番号法の規定により処理することとされている事務)

第6条 機構は、機構法第22条第3号に掲げる番号法の規定により処理することとされている事務として次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 個人番号とすべき番号の生成及び市町村長に対する通知
- (2) 個人番号カードの発行
- (3) 個人番号カードの作成及び運用に関する状況の管理
- (4) 番号法総務省令の規定による個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務
- (5) カード代替電磁的記録の発行及び移動端末設備に対する送信
- (6) カード代替電磁的記録の効力が失われた旨の移動端末設備に対する通知
- (7) カード代替電磁的記録を発行した場合又はカード代替電磁的記録の効力が失われた場合の市町村長に対する通知
- (8) カード代替電磁的記録の発行及び運用に関する状況の管理
- (9) 番号法総務省令の規定によるカード代替電磁的記録に関し機構が処理する事務
- (10) 個人番号カードの発行及びカード代替電磁的記録の発行に関する手数料に係る事務
- (11) 情報提供ネットワークシステムへの住民票コードの提供
- (12) 番号法総務省令の規定により都道府県知事又は市町村長等から委任された特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務
- (13) 前各号に掲げるもののほか、機構処理事務に関し必要な事務
(総合行政ネットワークの運営等)

第7条 機構は、機構法第22条第4号に掲げる開発及び運用に関する業務として次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 総合行政ネットワークのネットワーク基盤に関する整備及び運営
- (2) L G W A N - A S P が提供するサービスその他各種行政情報サービスの提供に関するシステムの整備及び運営
- (3) 地方公共団体組織認証基盤の整備及び運営

- (4) 職責証明書等の発行及び発行記録の保存
- (5) 職責証明書等の失効情報等の提供及び保存
- (6) 前各号に掲げるもののほか、総合行政ネットワークその他地方公共団体が共通的に利用できる情報システム及び新技術の導入その他地方公共団体の行政の情報化の推進に資する情報システムの開発及び改修並びに整備及び運営に関する事務
(情報システムに関する教育及び研修)

第8条 機構は、機構法第22条第5号に掲げる教育及び研修に関する業務として、地方公共団体の行政の情報化を推進するため、集合研修、インターネットを利用した研修その他の方法により地方公共団体の職員に対して情報システムに関する教育及び研修を行う。
(情報システムに関する調査研究)

第9条 機構は、機構法第22条第6号に掲げる調査研究に関する業務として、地方公共団体が共通的に利用できる情報システム及び新技術の導入その他地方公共団体の行政の情報化の推進に資する情報システムに関する調査研究を行う。
(情報システムに関する事務の受託)

第10条 機構は、機構法第22条第7号に掲げる事務の受託に関する業務として、地方公共団体の行政の情報化を推進し、又は地方公共団体の情報システムに関する事務の合理化を図るため、地方公共団体その他の者から情報システムに関する事務の受託を行う。

2 機構は、前項の規定により事務の受託を行うときは、当該事務を委託する者と当該事務の実施の方法及び当該実施に係る経費等を取り決めるものとする。

(情報システムに関する情報の提供、助言その他の支援)

第11条 機構は、機構法第22条第8号に掲げる情報の提供、助言その他の支援に関する業務として、地方公共団体の行政の情報化を推進するため、情報システムに関する情報を刊行物、ホームページその他の方法を用いて地方公共団体に提供し、及び地方公共団体の行政の情報化を推進するための助言その他の支援を行う。

(附帯業務)

第12条 機構は、第4条から前条までの業務に附帯する業務を行う。

附 則

(施行期日)

第1条 この業務方法書は、平成26年4月10日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第6条第1号の規定 番号法の施行の日
- (2) 第5条第10号の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号。以下「番号法整備法」という。)附則第3号に掲げる規定の施行の日

(3) 第4条第4号の規定 番号法整備法附則第4号に掲げる規定の施行の日
(業務に関する経過措置)

第2条 この業務方法書の施行の日から番号法整備法の施行の日の前日までの間ににおけるこの業務方法書の規定の適用については、第4条第3号及び第6号中「機構保存本人確認情報」とあるのは「本人確認情報」とする。

2 この業務方法書の施行の日から番号法整備法附則第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間ににおけるこの業務方法書の規定の適用については、第3条柱書き中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」とあるのは「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」と、同条第1号中「個人番号カード」とあるのは「住民基本台帳カード」と、同条第2号中「ほか、オンラインによる特定された利用者であることの認証を行うため」とあるのは「ため」と、「署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書」とあるのは「電子証明書」と、「並びに署名検証者等及び利用者証明検証者」とあるのは「及び署名検証者等」と、第4条第5号中「認証事務に関する本人確認情報の利用」とあるのは「指定認証機関に対する情報の提供」と、第5条第1号中「署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行及び通知並びに署名用電子証明書発行記録及び利用者証明用電子証明書発行記録の記録」とあるのは「電子証明書の発行及び通知並びに発行記録の記録に係る電子計算機処理等」と、「保存」とあるのは「発行記録の保存」と、同条第2号中「署名用電子証明書失効申請等情報及び利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録」とあるのは「失効申請等情報の記録に係る電子計算機処理等」と、「保存」とあるのは「失効申請等情報の保存」と、同条第3号中「署名利用者異動等失効情報及び利用者証明利用者異動等失効情報の記録」とあるのは「異動等失効情報の記録に係る電子計算機処理等」と、「保存」とあるのは「異動等失効情報の保存」と、同条第4号中「署名用電子証明書記録誤り等に係る情報及び利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録」とあるのは「記録誤り等に係る情報の記録に係る電子計算機処理等」と、「保存」とあるのは「記録誤り等に係る情報の保存」と、同条第5号中「署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録」とあるのは「発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録に係る電子計算機処理等」と、「保存」とあるのは「発行者署名符号の漏えい等に係る情報の保存」と、同条第6号中「署名利用者又は利用者証明利用者に対する署名用電子証明書に署名用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該署名用電子証明書の効力が失われた旨又は利用者証明用電子証明書に利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨」とあるのは「利用者に対する電子証明書に記録誤り等があった旨及び当該電子証明書の効力が失われた旨」と、同条第7号中「署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等により署名用電子証明書の効力が失われた旨及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等により利用者証明用電

子証明書の効力が失われた旨」とあるのは「発行者署名符号の漏えい等により電子証明書の効力が失われた旨」と、同条第8号中「署名用電子証明書失効情報ファイル及び利用者証明用電子証明書失効情報ファイル」とあるのは「失効情報ファイル」と、同条第9号中「署名検証者等又は利用者証明検証者」とあるのは「署名検証者等」と、「保存期間に係る署名用電子証明書失効情報及び保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル並びに保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報及び保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供」とあるのは「保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等」と、同条第11号中「保存期間に係る署名用電子証明書失効情報及び保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル並びに保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報及び保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル」とあるのは「保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイル」とする。

第3条 機構は、令和8年3月31日までの間に限り、地方公共団体情報システム機構法附則第9条の2に規定する補助金に関する業務を行う。

附 則（平成27年3月10日地方公共団体情報システム機構代表者会議決定）
この変更は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月23日地方公共団体情報システム機構代表者会議決定）
この変更は、平成29年5月29日から施行する。

附 則（令和2年5月15日地方公共団体情報システム機構代表者会議決定）
この変更は、令和2年5月25日から施行する。

附 則（令和3年8月27日地方公共団体情報システム機構代表者会議決定）
この変更は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（令和6年3月18日地方公共団体情報システム機構代表者会議決定）
この変更は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（令和7年3月21日地方公共団体情報システム機構代表者会議決定）
この変更は、令和7年4月1日から施行する。